

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市新本庁舎整備事業に係る環境影響評価事後調査（風害）業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 目的

新本庁舎を整備するにあたり、「川崎市環境影響評価に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、平成30年7月に「川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価書」（以下「評価書」という。）の手続きを実施した。評価書には事後調査を実施する項目として、解体工事中における産業廃棄物（石綿）、新庁舎供用時における緑の質、風害を位置づけており、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の提言を図り、適正な事業実施に資することを目的としている。

本業務は、環境影響評価事後調査の一つとして、風害に係る事後調査を行い、検証を行うものである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」・種目「環境アセスメント」で登録されている者。
- (4) 過去5年の間に、環境影響評価に関連する業務の契約実績（元請けとして業務完了している契約）が2件以上あること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2（4）の実績が確認できる書類の写し（提出する書類、書式等は任意）を提出しなければいけません。

(1) 配布場所

3（3）の場所で配布します。また、一般競争入札参加資格確認申請書は、川崎市のホームページ内「川崎市新本庁舎整備事業に係る環境影響評価事後調査（風害）業務委託の一般競争入札について」のページにおいて、「配布書類」からダウンロードすることができます。

（参照先 URL：<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000177291.html>）

(2) 配付・提出期間

令和7年6月26日(木)から令和7年7月4日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時

(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は次のとおりとします。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 2階

総務企画局総務部庁舎管理課

電話 044-200-0864

提出方法は持参とします。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 1部

イ 2(4)を証明する書類 1部

4 仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書等の配布に併せて、3(2)の期間、3(3)の場所で、無償で仕様書を配布すると共に、仕様書を縦覧に供します。

川崎市のホームページ内「川崎市新本庁舎整備事業に係る環境影響評価事後調査(風害)業務委託の一般競争入札について」のページにおいて、「配布書類」からダウンロードすることができます。

(参照先 URL : <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000177291.html>)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和7年7月15日(火)午後5時までに令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年7月15日(火)午前9時から午後5時

(正午から午後1時までを除きます。)

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(3)に同じ

イ 電子メールの場合の提出先
17tyosya@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先
044-200-3749

(2) 受付期間

令和7年7月15日(火)午前9時から令和7年7月22日(火)午後5時まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除き午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。))とします。

(3) 質問回答

質問に対する回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和7年7月25日(金)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月31日(木)午前10時00分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 2階 204会議室

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者としてします。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(参照先 URL : <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(3)に同じ